

【重要】とくぎん「ビジネス Net」利用規定改定のお知らせ

令和2年4月28日

日頃はとくぎん「ビジネス Net」をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

標記につきまして、令和2年5月18日(月)より、とくぎん「ビジネス Net」利用規定を一部改定いたしますのでお知らせいたします。

改定箇所	変更前	変更後
第1条1項4号	(新設)	<u>(4) API連携サービス</u> <u>電子決済等代行業者が提供するサービスを通じて利用することができるサービス。</u>
第1条1項5号	(4) 前記 (1)オンラインサービス、(2)税金・各種料金の払込みサービス、(3)ファイル伝送サービス、の取扱詳細については、別に定める「オンラインサービス利用規定」、「税金・各種料金の払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」利用規定」、「ファイル伝送サービス利用規定」、によるものとします。	<u>(5) 前記 (1)オンラインサービス、(2)税金・各種料金の払込みサービス、(3)ファイル伝送サービス、(4)API連携サービス</u> の取扱詳細については、別に定める「オンラインサービス利用規定」、「税金・各種料金の払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」利用規定」、「ファイル伝送サービス利用規定」、「 <u>API連携サービス利用規定</u> 」によるものとします。
第1条6項3号	契約者は、「契約法人ID」、「契約法人暗証番号」、「契約法人確認暗証番号」、「契約法人合言葉」(以下、「管理者合言葉」といいます)の管理、使用について全ての責任を持つものとし、理由のいかんを問わず管理者以外の第三者に開示し、または使用させてはならないものとします。	契約者は、「契約法人ID」、「契約法人暗証番号」、「契約法人確認暗証番号」、「契約法人合言葉」(以下、「管理者合言葉」といいます)の管理、使用について全ての責任を持つものとし、理由のいかんを問わず管理者以外の第三者 <u>(当行が会員からの本人確認情報の提供を許容する電子決済等代行業者を除く)</u> に開示し、または使用させてはならないものとします。 <u>当行が会員からの本人確認情報の提供を許容する電子決済等代行業者については、当行ホームページに掲載します。なお、当該電子決済等代行業者が提供するサービスに起因し、会員に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u>

<p>第3条2項1号</p>	<p>初回ご利用時に必要な「ご利用開始のご案内（暗証番号等通知書）」は契約者が厳重に管理するものとし、紛失・盗難に遭わないように十分注意してください。なお、盗難・紛失の場合は、直ちに契約者が当行所定の書面により当行宛届出してください。</p> <p>当行は、その書面により、本サービスの取扱を中止する等の措置を講じます。この届出前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、管理者パスワード・利用者パスワードは第三者に教えたり容易に漏洩するような方法で記録等をしないでください。他人に知られたおそれのある場合には、直ちに端末により、パスワードの変更・利用停止等、必要な措置を行ってください。</p>	<p>初回ご利用時に必要な「ご利用開始のご案内（暗証番号等通知書）」は契約者が厳重に管理するものとし、紛失・盗難に遭わないように十分注意してください。なお、盗難・紛失の場合は、直ちに契約者が当行所定の書面により当行宛届出してください。当行は、その書面により、本サービスの取扱を中止する等の措置を講じます。この届出前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、管理者パスワード・利用者パスワードは第三者 <u>（当行が会員からの本人確認情報の提供を許容する電子決済等代行業者を除く）</u> に教えたり容易に漏洩するような方法で記録等をしないでください。他人に知られたおそれのある場合には、直ちに端末により、パスワードの変更・利用停止等、必要な措置を行ってください。</p> <p><u>当行が会員からの本人確認情報の提供を許容する電子決済等代行業者については、当行ホームページに掲載します。なお、当該電子決済等代行業者が提供するサービスに起因し、会員に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u></p>
<p>別添 API 連携サービス利用規定</p>	<p>（新設）</p>	<p>法人 API 連携サービス開始にともない新設します。内容は改定後の利用規定 13 ページをご確認ください。</p>

改定後の利用規定は[こちら](#)をご覧ください。

以上